



平成 18 年 6 月 1 日

各 位

会 社 名 小松ウオール工業株式会社
 代 表 者 の 役 職 氏 名 代表取締役社長 加 納 裕
 コード番号 7949 東証・大証市場第一部
 問 合 せ 先 取締役社長室長 奈良本 明則
 TEL 0761-21-3234

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 18 年 4 月 18 日付けで発表しました「定款の一部変更に関するお知らせ」について、変更案の内容に一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

訂正前変更案

(太字 が変更箇所)

現行定款	変更案 (訂正前)
<p>(名義書換代理人) 第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 ② <u>当社の名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定し</u>、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ</u>、当社においては<u>これを</u>取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第 12 条 当社は、<u>株式名簿管理人</u>を置く。 ② <u>株式名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）、<u>新株予約権原簿</u>ならびに株券喪失登録簿の作成ならびに<u>備置き</u>その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>株主名簿管理人に委託し</u>、当社においては取扱わない。</p>
<p>(任 期) 第 18 条 当社の取締役の任期は、就任後 1 年<u>内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期) 第 22 条 当社の取締役の任期は、就任後 1 年<u>以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② (削除)</p>
<p>(役付取締役および代表取締役) 第 19 条 (略)</p>	<p>(役付取締役および代表取締役) 第 23 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案 (訂正後)
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>当社の名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>選定</u>し、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを</u>取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって<u>定め</u>、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）、<u>新株予約権原簿ならびに株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(任 期)</p> <p>第 18 条 当社の取締役の任期は、<u>就任</u>後 1 年内の<u>最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 22 条 当社の取締役の任期は、<u>選任</u>後 1 年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② (削除)</p>
<p>(役付取締役および代表取締役)</p> <p>第 19 条 当社は取締役会の決議により、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>② <u>代表取締役は、取締役会の決議をもって、前項の役付取締役の中からこれを定める。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

以 上